

## 平成31年第1回区議会定例会提出議案

### 第1 条例

#### 1 目黒区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

卓球室を半面で貸切り利用できることとし、その使用料を定める。

##### (2) 施行期日

平成31年7月1日（同年9月1日以後の利用から適用）

#### 2 目黒区立高齢者福祉住宅条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

目黒区立コーポ烏森の住戸を増設する。

単身用18 → 単身用18・世帯用1

##### (2) 施行期日

平成31年4月1日

#### 3 目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

下記(3)の施行による用語の定義の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定の整備を行う。

##### (2) 施行期日

公布の日（平成31年8月分の手当の支給から適用）

##### (3) 参考

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）

公布 平成29年3月31日 施行 平成30年1月1日

#### 4 目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

道路占用料の額を引き上げる。

（例）第1種電柱 1本につき1年 7,870円 → 9,030円

##### (2) 施行期日

平成31年4月1日

#### 5 目黒区立公園条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

ア 目黒区立南一丁目緑地公園の利用時間を定める。

イ 区立公園の土地使用料及び占用料の限度額を引き上げる。

・土地の使用料 1㎡につき1か月 2,232円 → 2,673円

・占用料

(例) 電柱、標識 1本につき1か月 1,563円 → 1,794円

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 公布の日

イ 上記(1)イ 平成31年4月1日

6 目黒区児童育成手当条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3(3)の施行による用語の定義の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日(平成31年6月分の手当の支給から適用)

7 目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記3(3)の施行による用語の定義の改正に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日(平成32年1月1日以後に行われる医療に係る助成から適用)

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206